

アーク溶接等業務の特別教育のご案内

公益社団法人福井県労働基準協会 嶺南支部

事業者は、労働者をアーク溶接等の業務につかせる場合は、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条の規定により、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないとされています。

当支部では、事業者に代わりまして、アーク溶接等業務の特別の教育を下記により実施しますので関係労働者の方については、是非、受講いただきたくご案内いたします。この特別教育は敦賀産業技術専門学院と共催で実施します。

【実施要領】

日 時	特別教育	学 科	令和 6年 6月17日(月) 9:00~18:00
	【必須】	学 科・実 技	令和 6年 6月18日(火) 8:50~18:15
	フォローアップ講習(実技:6時間) [希望者のみ:学院の訓練(無料)]		令和 6年 6月19日(水) 9:00~16:00
会 場	敦賀産業技術専門学院 敦賀市道口19号2-1 TEL0770-22-0143 [学科:「視聴覚室」 実技:「実習室」]		
講習科目	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接等に関する知識 ・アーク溶接装置に関する基礎知識 ・アーク溶接等の作業の方法に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令 ・災害事例 ・アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接等の作業の方法(実技) 	<p>※実技教育は、規定上、10時間以上必要とされていますが、本講習では4時間を実施しますので残り6時間については事業場で教育を受けてください。</p> <p>(フォローアップ講習は、残り6時間の実技教育になり法令で定める実技時間を満たします。敦賀産業技術学院が実施する訓練への特別参加となり、学院の修了証が発行されます。)</p>
定 員	20名 (フォローアップ講習:先着希望順 10名程度まで)		
締 切 日	令和6年 6月10日(月) (但し、定員に達した場合は締切ります。)		
受 講 料	会 員	13,070円 (内消費税10%:1,188円込) (受講料 11,860円(1,078円)、テキスト代 1,210円(110円)) ※(公社)福井県労働基準協会会員は、協会で2,000円を補助しています。	
	非会員	15,070円 (内消費税10%:1,370円込) (受講料 13,860円(1,260円)、テキスト代 1,210円(110円))	
受講手続	<p>イ.裏面の受講申込書に受講料を添えてお申込みください。</p> <p>ロ. FAXによる申込みの場合は、当支部から受講番号を記入した受講票・請求書を郵送致しますので、講習開始2週間前までに受講料を指定口座に振り込んでください。 (振込手数料は、振込者負担をお願いします)</p> <p>振込先 福井銀行敦賀支店 普通預金口座 0038722 シヤ)フクイケンロードウキジユンキヨウカイレイナンシブ 申込先 (公社)福井県労働基準協会嶺南支部 〒914-0055 敦賀市鉄輪町2-4-1 TEL 0770-25-8731 FAX 0770-25-8721 (適格請求書発行事業者 登録番号 : T5-2100-0500-0036)</p>		
留意事項	<p>○納入された受講料は欠講されても返還いたしません。但し、受講日の5営業日前迄に連絡頂いた場合は、振込手数料を差し引いて返金致します。やむをえず受講できない場合には、届け出て他の人がかわって受講しても差し支えありません。</p> <p>○実技では保護具を着用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業服、保護帽(ヘルメット)、安全靴を必ず持参してください。 ・日常使用している溶接作業用保護具(保護手袋、腕カバー、前掛け、脚絆、他)がある方は持参してください。(保護具がない方には作業服、安全靴を除き貸与可能) <p>○令和3年4月1日から労働安全衛生法の免許様式が変わりました。氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称名を併記できるようになります。ご希望の方は、戸籍抄本、住民票など確認ができる書類の添付が必要になります。</p>		

修了証の統合について:当協会にて交付した複数の修了証を1枚に統合します。

(公社)福井県労働基準協会にて受講された特別教育講習のみ。詳しくは、受講申込書に記載してあります。

受講票は郵送いたします

アーク溶接等業務の特別教育受講申込書

受講者注意事項

1. 受付は、本受講票を必ずご持参のうえ、講習開始時刻**10分前まで**に済ませてください。
2. 遅刻は、法定の講習時間のため認められません。（開場は、8:30~となります。）
3. テキストは、講習会場でお渡しいたします。
4. 教育を履修された方に「修了証」を交付しますので、**印鑑をご持参ください。**
5. **作業服、保護帽(ヘルメット)、安全靴を必ず持参**してください。

受付印

*受講申込書は、受講者1名について1枚をご使用ください。

講習日時		講習会場	
学科	令和 6年 6月17日 (月) 9:00~18:00	必ず 受講	敦賀産業技術専門学院 「視聴覚室」「実習室」 敦賀市道口19号2-1 Tel 0770-22-0143
学科/実技	令和 6年 6月18日 (火) 8:50~18:15		
フォローアップ講習	令和 6年 6月19日 (水) 9:00~16:00 [希望者のみ/事業者での実技教育を省略できます] (無料)	[どちらか〇で囲んでください] ----- 受講希望する・受講しない	
事業場名		担当者氏名	労働者数 名
所在地	〒	TEL	
		FAX	
※修了証を交付しますので、氏名・生年月日・住所は 確認のうえ正確に 記入してください。			
ふりがな 受講者氏名	生年月日	住 所	受講番号
	昭和・平成 年 月 日	〒	No.
旧姓を使用した氏名 又は 通称の併記の希望の有無	有・無	併記希望の氏名又は通称	
会員加入 支 部	福井・南越・嶺南・奥越 加入なし	受講料 (消費税10%込)	会員 13,070円 (1,188円) 非会員 15,070円 (1,370円)
会員加入 について	1.希望あり 2.希望なし 3.検討したい	受講料 振込先	福井銀行 敦賀支店 普通預金0038722 口座名 沙)乃竹ソウト 特ゾ 1)キヨカレイソツ

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

公益社団法人福井県労働基準協会 嶺南支部長 殿

修了証の統合	<p>これまでに福井県労働基準協会(福井支部、南越支部、嶺南支部、奥越支部)で特別教育等を受講されて修了証をお持ちの方は、今回の講習修了を統合した1枚の統合修了証を交付します。 (注)安全管理者選任時研修、安全衛生推進者養成講習、新入者安全衛生教育など下欄にない講習は除きます。</p> <p>1. 下欄をお持ちの福井県労働基準協会交付の修了証と受講支部に〇印を付け、修了証の写しを添付(FAX等)してください。 2. をお持ちの修了証は、講習日に必ず持参してください。その修了証と引き換えに統合修了証を交付します。 3. 修了証を紛失している場合は×印を付け、紛失届の欄に自筆署名捺印してください。 4. 氏名を変更し、書替をしていない場合は、戸籍抄本(原本)などを添付してください。【旧氏名】</p>											
	をお持ちの修了証に〇印を			受講された支部に〇印を			をお持ちの修了証に〇印を			受講された支部に〇印を		
	アーク溶接等業務特別教育			福井 南越 嶺南 奥越			動力プレスの金型取付、取外し特別教育			福井 南越 嶺南 奥越		
	小型車両系建設機械運転特別教育			福井 南越 嶺南 奥越			廃棄物焼却施設業務特別教育			福井 南越 嶺南 奥越		
	低圧電気取扱業務特別教育			福井 南越 嶺南 奥越			職長・安全衛生責任者教育			福井 南越 嶺南 奥越		
	特定粉じん作業特別教育			福井 南越 嶺南 奥越			職長教育			福井 南越 嶺南 奥越		
	研削といし取替業務特別教育			福井 南越 嶺南 奥越			KY活動リーダー研修			福井 南越 嶺南 奥越		
	クレーン(5t未満)運転業務特別教育			福井 南越 嶺南 奥越			フルハーネス型墜落制止用器具特別教育			福井 南越 嶺南 奥越		
	産業用ロボット教示等特別教育			福井 南越 嶺南 奥越			テールゲートリフター特別教育			福井 南越 嶺南 奥越		
	※ ×印の場合、福井県労働基準協会において修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。											
紛失届	私は×印を付けた修了証を紛失しました。 (*後日、修了証が出てきましたら協会へ提出します。) 令和 年 月 日 自筆署名 (印)											

※本申込書による個人情報は当講習会の資料として使用し、本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

申込先 福井県労働基準協会嶺南支部 FAX:0770-25-8721

HP

(アーク溶接等の業務に係る特別教育)

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給申請を
される建設事業主の皆様へ

福井県立敦賀産業技術専門学院・(公社)福井県労働基準協会(合同開催)の「アーク溶接等の業務に係る特別教育」を受講される場合は、人材開発支援助成金の対象になります。

人材開発支援助成金は、カリキュラムの「フォローアップ研修(6H)」を事業所で実施する場合については、計画届の提出が必要となります。

なお、敦賀産業技術専門学院で「フォローアップ研修(6H)」を受講される場合は、計画届の提出は必要ありません。

手続き

(1) 計画届の届出

事業所で実技教育を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前までに計画届を提出してください。

(2) 支給申請書の提出

実技教育を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に支給申請書を提出してください。

問合せ先

福井労働局職業安定部助成金センター
担当 建設助成金係

TEL 0776-22-2683